

第90号議案

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年11月30日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

涼風町に公園を新たに設けるほか、有料公園施設の供用日時等を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例

(芦屋市都市公園条例の一部改正)

第1条 芦屋市都市公園条例(昭和40年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係) 芦屋市都市公園の名称及び位置		別表第1(第2条関係) 芦屋市都市公園の名称及び位置	
名称	位置	名称	位置
奥池園地～海洋北広場	(略)	奥池園地～海洋北広場	(略)
海洋南広場	(略)	海洋南広場	(略)
涼風広場	// 涼風町1番505		

第2条 芦屋市都市公園条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
 (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第2（第9条関係） 有料公園施設				別表第2（第9条関係） 有料公園施設			
都市公園名		施設の名称		都市公園名		施設の名称	
芦屋公園		庭球場，会議室及び駐車場		芦屋公園		庭球場， <u>芦屋公園</u> 会議室及び駐車場	
朝日ヶ丘公園～海浜公園		(略)		朝日ヶ丘公園～海浜公園		(略)	
芦屋市総合公園		陸上競技場，第1スポーツコート，第2スポーツコート，会議室及び駐車場		芦屋市総合公園		陸上競技場，第1スポーツコート，第2スポーツコート， <u>総合公園</u> 会議室及び駐車場	
南緑地		(略)		南緑地		(略)	
別表第3（第9条の3関係） 供用日時				別表第3（第9条の3関係） 供用日時			
名称		供用日		名称		供用日	
朝日ヶ丘公園		(略)		朝日ヶ丘公園		(略)	
海浜公園		水泳プール		海浜公園		水泳プール	
		(略)				(略)	
		温水プール				温水プール	
		1月5日から12月26日まで。ただし、月曜日（月曜日が祝日法による休日になるときは、その翌日以後最初の祝日法による休日でない日）を除く。				1月5日から <u>6月30日</u> まで及び <u>9月1日</u> から12月26日まで。ただし、月曜日（月曜日が祝日法による休日になるときは、その翌日以後最初の祝日法による休日でない日）を除く。	
		(略)				(略)	
(略)				(略)			

改正後				改正前			
川西運動場～芦屋中央公園	(略)			川西運動場～芦屋中央公園	(略)		
芦屋市総合公園	会議室	(略)		芦屋市総合公園	総合公園会議室	(略)	
	(略)				(略)		
芦屋公園	庭球場	(略)	午前9時から 午後9時まで	芦屋公園	庭球場	(略)	午前9時から 午後9時まで
	会議室				芦屋公園会議室		午前9時から 午後5時まで
	(略)				(略)		
南緑地	(略)			南緑地	(略)		
別表第4（第10条関係） 1 公園施設を設ける場合・2 公園施設を管理する場合 (略)				別表第4（第10条関係） 1 公園施設を設ける場合・2 公園施設を管理する場合 (略)			
3 有料公園施設を利用する場合				3 有料公園施設を利用する場合			
施設の種類	使用区分	使用料	超過料金	施設の種類	使用区分	使用料	超過料金
川西運動場～芦屋中央公園	(略)			川西運動場～芦屋中央公園	(略)		
芦屋市総合公園	会議室	(略)		芦屋市総合公園	総合公園会議室	(略)	
	(略)				(略)		
芦屋公園	(略)			芦屋公園	(略)		
	会議室	(略)			芦屋公園会議室	(略)	
	(略)				(略)		

改正後		改正前	
南緑地	(略)	南緑地	(略)
備考 1～4 (略) 4 有料公園施設の附属設備を利用する場合～6 都市公園において行為をする場合		備考 1～4 (略) 4 有料公園施設の附属設備を利用する場合～6 都市公園において行為をする場合	
(略)		(略)	

附 則

この条例中第1条の規定は平成31年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市都市公園条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

涼風町に公園を新たに設けるほか、有料公園施設の供用日時等を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋市都市公園として新たに次の公園を設ける。(第1条関係)

名 称	位 置
涼風広場	芦屋市涼風町1番505

- (2) 有料公園施設の供用日時等について(第2条関係)

ア 海浜公園の温水プールの供用日を現状に合わせ通年とする。(別表第3)

イ 芦屋公園の会議室の供用時間を午前9時から午後9時まで(現行は午前9時から午後5時まで)に延長する。(別表第3)

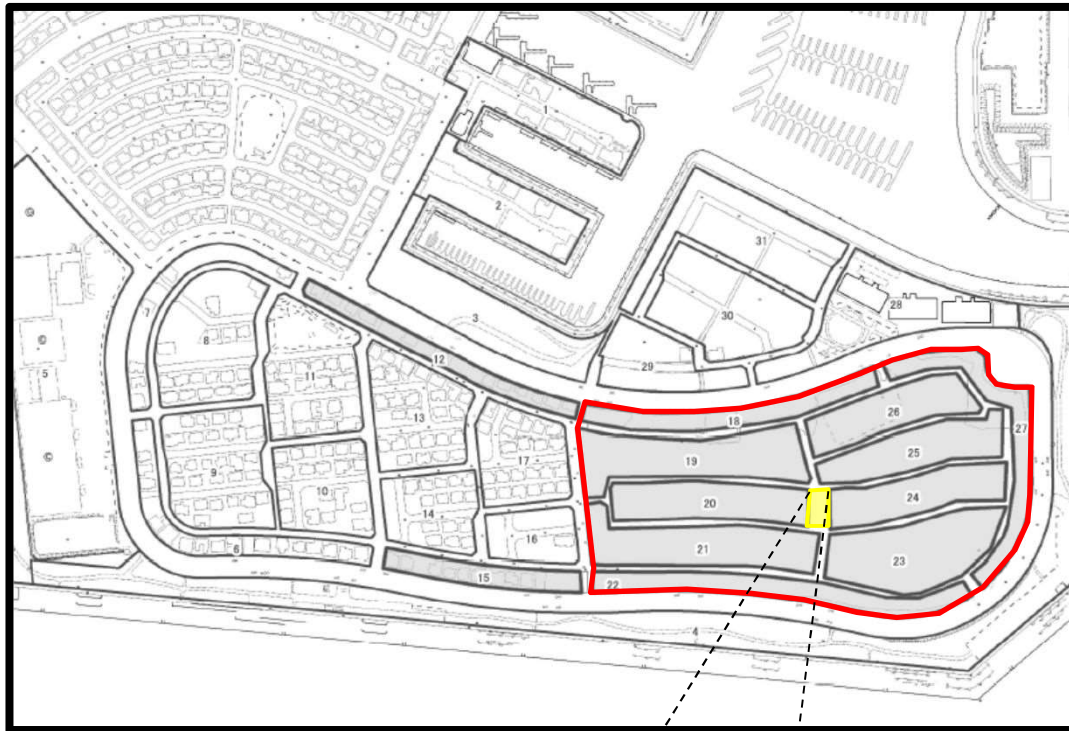
ウ その他規定の整理

3 施行期日

- (1) 2(1)の規定 平成31年1月1日
(2) 2(2)の規定 平成31年4月1日

涼風広場（面積：553.10m²）

公園設置位置図



- 開発区域
- 涼風広場

公園平面図

